

平成 27 年度第 1 回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

日 時 平成 27 年 7 月 29 日 (水)  
午前 10 時

場 所 大阪府中央区大手前三丁目 1 番 43 号  
ホテルプリムローズ大阪 「鳳凰の間」

平成27年度第1回 大阪府都市計画審議会

議案書 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
392	北部大阪都市計画風致地区の変更	1
393	大阪都市計画緑地の変更	5

議 第 3 9 2 号  
計 推 第 1 2 4 0 号  
平成 2 7 年 7 月 1 5 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画風致地区の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画風致地区の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画服部風致地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
服部風致地区	約 137.3ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

大阪都市計画緑地第2号服部緑地の変更に伴い、服部風致地区の一部区域について廃止するとともに、境界の整理を行った結果、本案のとおり一部区域を変更し、併せて面積を変更するものである。

議 第 3 9 3 号

計 推 第 1 2 2 6 号

平成 2 7 年 7 月 1 5 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

大阪都市計画緑地の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

## 大阪都市計画緑地の変更（大阪府決定）

大阪都市計画緑地中、第2号服部緑地を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	緑地名			
第2号	服部緑地	<p>豊中市 服部緑地、東泉丘三丁目、東泉丘四丁目、西泉丘三丁目、寺内一丁目、寺内二丁目、若竹町一丁目、若竹町二丁目、長興寺北三丁目、長興寺南四丁目、北条町一丁目、北条町四丁目、城山町四丁目、服部本町一丁目、服部本町二丁目、服部本町三丁目、服部本町五丁目、服部南町二丁目、服部南町五丁目、稲津町二丁目、稲津町三丁目、浜一丁目、浜二丁目、浜三丁目、小曾根二丁目、小曾根三丁目、小曾根五丁目、庄内東町三丁目、豊南町西一丁目及び豊南町東二丁目地内</p> <p>吹田市 江坂町二丁目、江坂町三丁目、江坂町四丁目、豊津町、芳野町、春日二丁目、春日三丁目及び桃山台五丁目地内</p>	約 138.4ha	園路広場 修景施設 休養施設 遊戯施設 運動施設 教養施設 便益施設 管理施設

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

大阪都市計画緑地第2号服部緑地の一部区域について、「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針（平成24年3月策定）」に基づき、公園緑地としての必要性及びその機能の代替性を評価した結果、都市計画の廃止を行うものである。また併せて、一部区域の境界線を整理し、一部区域の廃止を行うものである。



平成 2 7 年度第 1 回

大阪府都市計画審議会資料

平成27年度第1回 大阪府都市計画審議会

資 料 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
392	北部大阪都市計画風致地区の変更	1
393	大阪都市計画緑地の変更	5

北部大阪都市計画風致地区の変更（大阪府決定）

【豊中市域、吹田市域】

1. 変更内容

名 称	面 積	備 考
服部風致地区	約 137.3ha (約 132.4ha)	豊中市 約 128.4ha (約 121.9ha) 吹田市 約 8.9ha (約 10.5ha)

下段（ ）内は、旧値を示す。

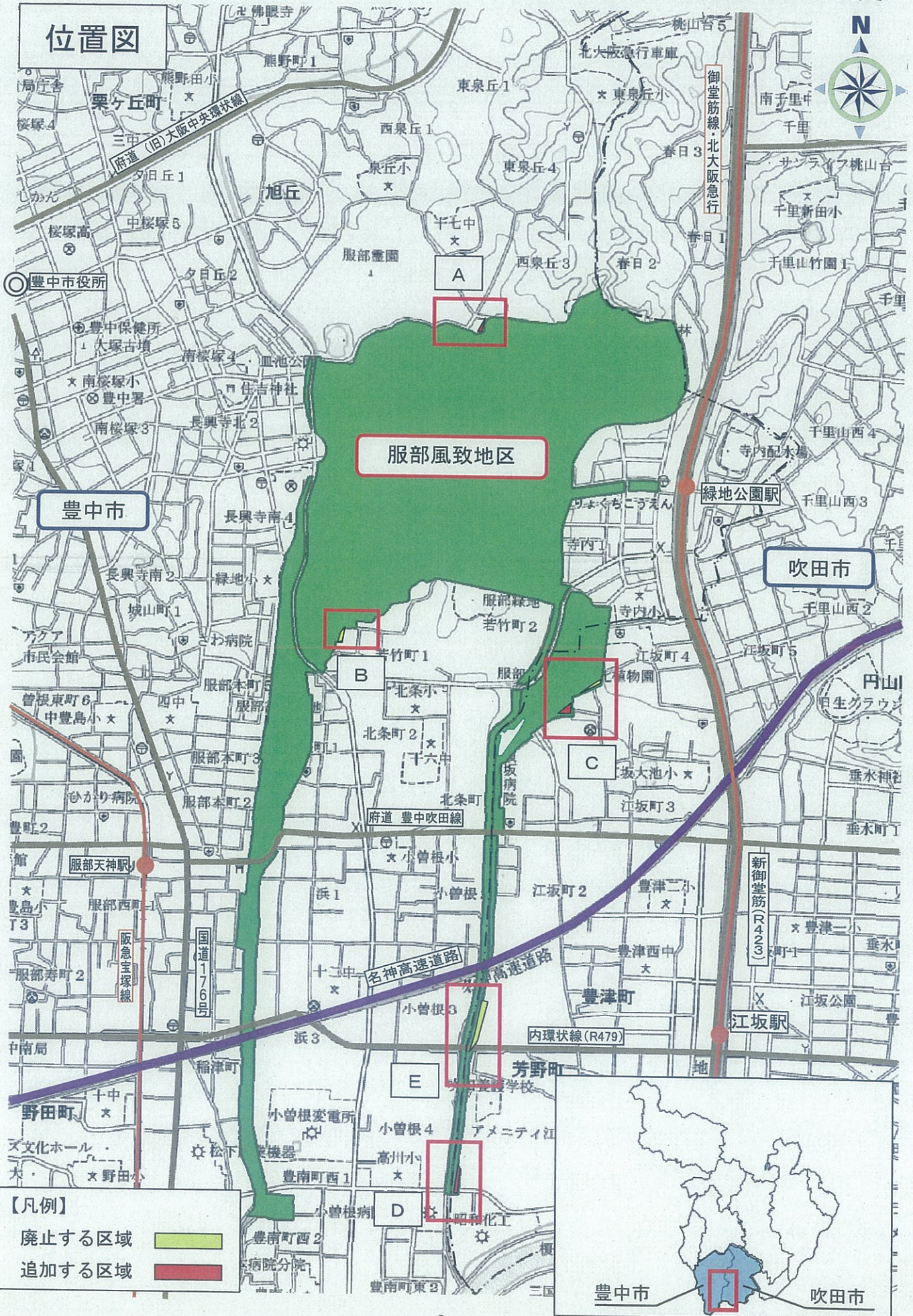
2. 変更理由

大阪都市計画緑地第 2 号服部緑地の変更に伴い、服部風致地区の一部区域について廃止するとともに、境界の整理を行った結果、本案のとおり一部区域を変更し、併せて面積を変更するものである。



北部大阪都市計画風致地区の変更

位置図

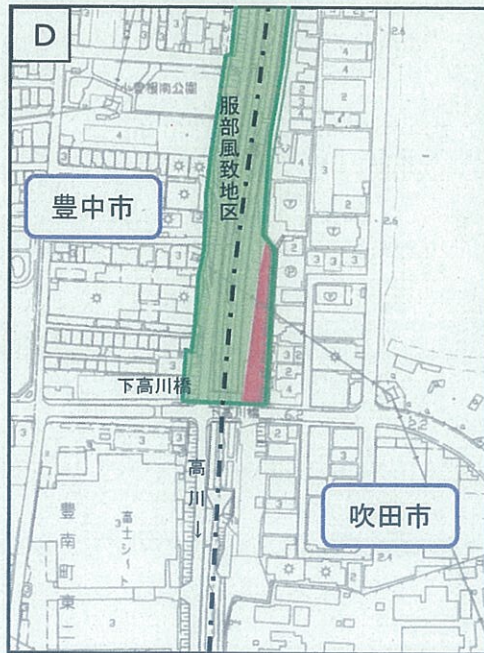
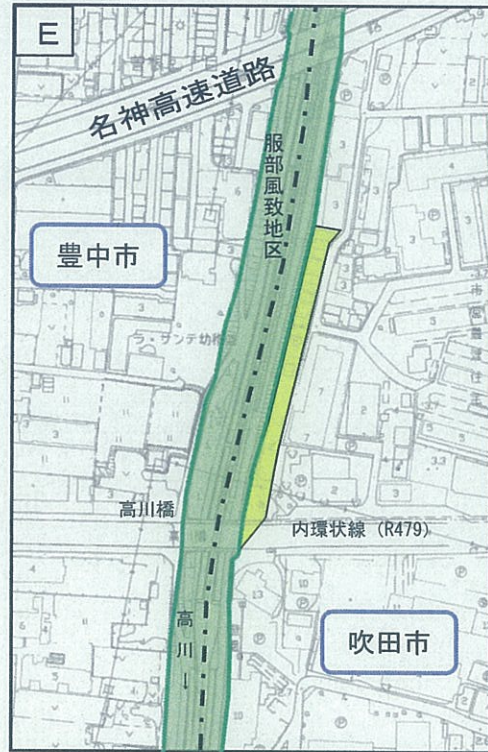
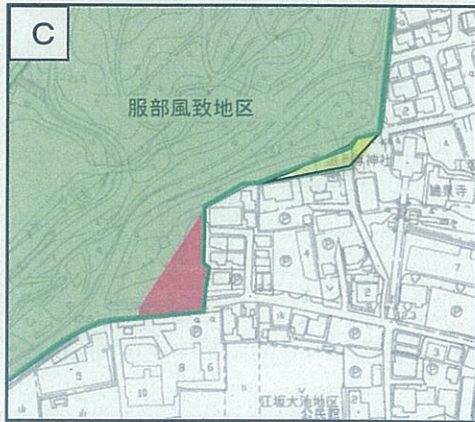


- 【凡例】
- 廃止する区域
  - 追加する区域



北部大阪都市計画風致地区の変更

計画図



変更の概要

服部風致地区

● 一部区域の変更及び面積の変更

変更前 A=約 132.4ha

変更後 A=約 137.3ha

【凡例】

風致地区	
廃止区域	
追加区域	



大阪都市計画緑地の変更（大阪府決定）

【豊中市域、吹田市域】

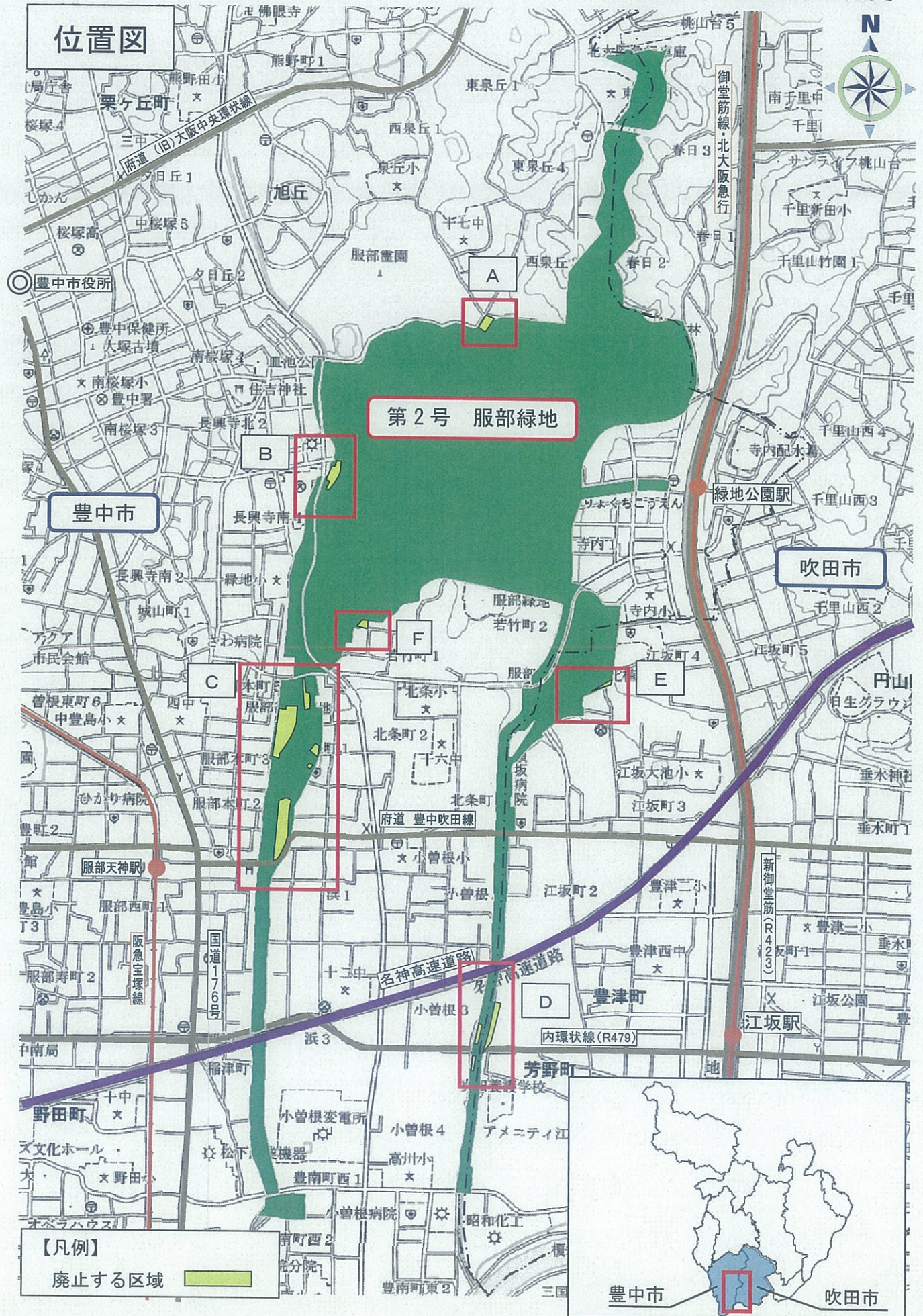
1. 変更内容

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	緑地名			
第 2 号	服部 緑地	豊中市 服部緑地、東泉丘三丁目、東泉丘四丁目、西 泉丘三丁目、寺内一丁目、寺内二丁目、若竹 町一丁目、若竹町二丁目、長興寺北三丁目、 長興寺南四丁目、北条町一丁目、北条町四丁 目、城山町四丁目、服部本町一丁目、服部本 町二丁目、服部本町三丁目、服部本町五丁目、 服部南町二丁目、服部南町五丁目、稲津町二 丁目、稲津町三丁目、浜一丁目、浜二丁目、 浜三丁目、小曾根二丁目、小曾根三丁目、小 曾根五丁目、庄内東町三丁目、豊南町西一丁 目及び豊南町東二丁目地内	約 138.4ha  （豊中市） 約 126.8ha  吹田市 約 11.6ha	区域面積の変更 約 141.0ha →約 138.4ha  変更による面積 の減 約 2.6ha  （豊中市） 約 2.6ha  吹田市 約 0.0ha
		吹田市 江坂町二丁目、江坂町三丁目、江坂町四丁目、 豊津町、芳野町、春日二丁目、春日三丁目及 び桃山台五丁目地内		

2. 変更理由

大阪都市計画緑地第 2 号服部緑地の一部区域について、「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針（平成 24 年 3 月策定）」に基づき、公園緑地としての必要性及びその機能の代替性を評価した結果、都市計画の廃止を行うものである。また併せて、一部区域の境界線を整理し、一部区域の廃止を行うものである。

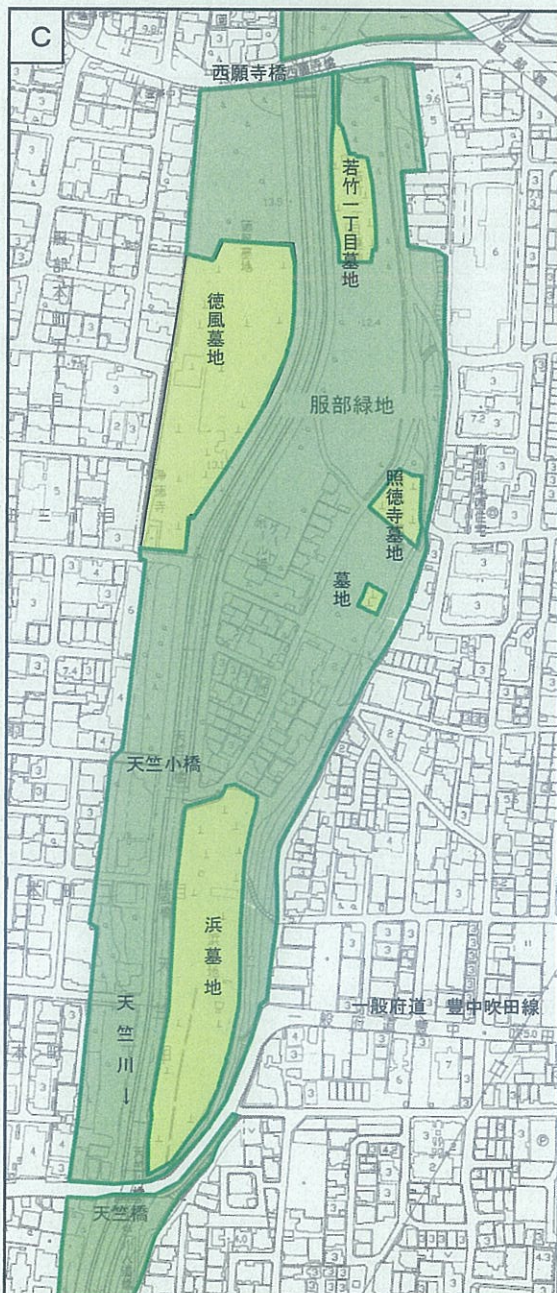






大阪都市計画緑地の変更

計画図



【凡例】

- 服部緑地
- 廃止区域

変更の概要

第 2 号 服部緑地

- 一部区域の廃止及び面積の変更
- 変更前 A=約 141.0ha
- 変更後 A=約 138.4ha
- 廃止面積 A=約 2.6ha